

放課後児童クラブにおける利用者負担軽減事業について(案)

【目的】

子ども・子育て支援制度により、平成 27 年度から放課後児童クラブの拡充として小学校 3 年生から 6 年生までが対象となりました。

ひとり親家庭の父又は母の放課後児童クラブ利用に係る経済的負担を軽減することで、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の父又は母の就業・自立を促進することを目的とする。

【放課後児童クラブの利用料】

実施主体	児童クラブ名	平成 26 年度まで	平成 27 年度	平成 28 年度
町野福祉会	まちの児童クラブ	月額 5,000 円	月額 5,000 円	月額 6,000 円 8 月は 8,000 円
輪島市社会福祉協議会	河井、鳳至、鳳至第 2、 大屋、大屋第 2、鶴巣、 三井、河原田、もんぜん、 南志見 児童クラブ	月額 5,150 円	月額 6,000 円 8 月は 8,000 円	

※利用料とは、別に保険料の自己負担あり

【放課後児童クラブの拡充】



【平成 28 年度の方針】

放課後児童クラブ利用支援事業における助成対象者および金額については、

- ・ひとり親世帯の場合 1 人目以降…月額 3,000 円免除
- ・生活保護世帯の場合 1 人目以降…全額免除

として、平成 28 年 4 月から実施予定。